

## 令和5年第4回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和5年3月23日(金) 午後4時22分開会  
午後5時30分閉会
- 2 場 所 庄原市田園文化センター 多目的ホール
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人  
教育委員 横山 和明、立花 有佐、捻金 宏昭、渡部 要
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部教育総務課長 毛利 久子  
教育部教育指導課長 東 直美  
教育部生涯学習課長 今西 隆行  
教育部教育総務課総務係長 関 浩樹  
教育部教育指導課指導係長 辻坊 健作
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程
- 日程第1 教育長報告
  - 日程第2 個別報告及び協議事項
    - ・市議会3月定例会一般質問の概要(教育委員会関係)
    - ・令和5年4月1日付け人事異動内示資料(教育委員会関係)
  - 日程第3 議案第13号 庄原市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について
  - 日程第4 議案第14号 庄原市教育委員会公印規程の一部改正について
  - 日程第5 議案第15号 庄原市学校職員服務規程の一部改正について
  - 日程第6 議案第16号 庄原市民会館設置及び管理条例施行規則の一部改正について
  - 日程第7 議案第17号 庄原市指定文化財の指定解除について
  - 日程第8 議案第18号 庄原市スポーツ推進委員の委嘱について
  - 日程第9 議案第19号 庄原市人権教育推進委員の委嘱について
  - 日程第10 議案第20号 庄原市学校運営協議会委員の委嘱について

教育長	<p>— 開会 午後4時22分 —</p> <p>ただ今から令和5年第4回庄原市教育委員会を開会します。</p>
	<p><b>日程第1 教育長報告</b></p>
教育長	<p>日程第1、教育長報告からです。本日は4点報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大変うれしい報告について</li> <li>・中学校の進路状況について</li> <li>・小学校の卒業証書授与式について</li> <li>・次期の教育振興基本計画の中で答申が出されたことについて</li> </ul> <p>続いて、本日、教育部長が欠席ですので、教育部長が報告することになって いたことについて、私の方からご報告します。</p>
教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所関係の人事異動について</li> </ul>
	<p><b>日程第2 個別報告及び協議事項</b></p>
教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会3月定例会一般質問の概要（教育委員会関係）</li> <li>・令和5年4月1日付け人事異動内示資料（教育委員会関係）</li> </ul>
	<p><b>日程第3 議案第13号</b></p>
	<p><b>庄原市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について</b></p>
教育長	<p>日程第3、議案第13号、庄原市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について議題としたいと思います。事務局より提案をお願いします。教育総務課長。</p>
教育総務課長	<p>議案第13号、庄原市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正についてご説明します。議案集をご用意下さい。また、本日配付の「定年引上げの概要」の資料を合わせてご覧下さい。提案理由のとおり、庄原市職員の職の設置に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。これについては地方公務員法の改正により、定年が段階的に引き上げられることに伴い、新たに庄原市長部局の職員の職の設置について、規則を改正する準備を現在行っています。教育委員会も同様に、整理をしているところです。制度の概要について説明させていただきます。1. 定年の段階的引上げがあります。記載のとおり、職員の定年を地方公務員法の改正にともない、現行60歳を、2年に1歳ずつ引上げて、65歳までとすること。また、2. 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）が新たに導入されることとなりました。管理監督職とは、係長、課長、室長、部長の職となります。こちらの管理監督職は、60歳に達した日後の最初の4月1日に、管理監督職以外の職に降任することとなりました。庄原市においても先般、3月定例議会の議決により、庄原市職員の定年等に関する条例が一部改正され、令和5年4月1日から施行され、この職の設置に関</p>

<p>教育長</p> <p>教育委員</p> <p>教育長</p>	<p>する規則についても、今、改正準備を行っています。なお、降任した後の給料月額については、当面の間、降任される前の給料月額の7割に減額措置されることとなります。この役職定年制の導入により、降任後の職を新たに設けることとなりました。新たな設置する職については、部長課長級経験者が降任した後の職として「参事」を、係長級経験者が異動した後の職として「主査」を新設します。この改正内容については、議案集3ページ、議案第13号参考資料に新旧対照表を載せていますので、そちらで説明させていただきます。職員の職について定めた第3条では、第1項第3号に、「参事」及び「主査」の職名を追加し、職員の職務等について定めた第4条では、表の係長の項の次に「参事」の項を追加して、その職務を「上司の命を受け、課長を補佐し、所管の事務を処理する。」とし、また専門員の項の次に「主査」の項を追加し、その職務を「上司の命を受け、高度な事務又は業務に従事する。」としています。部課長経験者が降任した後の参事は課長の補佐が主な業務であり、係長経験者が異動した後の主査は、高度な事務に従事すると役割が分担されています。次に3ページ下表、合わせて関連する規則です。庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則の一部を改正することとなりました。この規則の中で使用する用語の定義の中に、第2条において、第1項第8号、係長について、職の設置に関する規則第3条、先程追加しました「参事」及び「主査」を追加します。また、4ページに記載の関連条文について、同様に文言の整理を行うものです。附則第1号において施行期日を令和5年4月1日としています。なお、本規則の告示日は、通常、教育委員会議でご承認頂いた日としていますが、こちらの規則については、市長部局で改正予定の職員の職の設置に関する規則の告示日と同日とします。説明は以上です。</p> <p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。それでは、議案第13号について採決を行います。承認される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第13号は承認されました。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p><b>日程第4 議案第14号</b></p> <p><b>庄原市教育委員会公印規程の一部改正について</b></p> <p>日程第4、議案第14号、庄原市教育委員会公印規程の一部改正について議題とします。事務局より提案をお願いします。教育総務課長。</p> <p>それでは、議案第14号、庄原市教育委員会公印規程の一部改正について説明します。議案集5ページをお願いします。本案は、提案理由のとおり、令和5年度における組織機構の見直しにより、電子公印の所管課長を「総務部管財課長」から「企画振興部企画課長」に変更するため、庄原市公印規則を改正する予定であることから、関連する公印規程について所要の改正を行おうとするものです。改正内容については、6ページ新旧対照表をご覧ください。電子計算</p>

<p>教育長</p> <p>教育委員</p> <p>教育長</p>	<p>組織による印影の出力、これは、コンピューター等で納付書を印刷する際の公印となります。これについて定めた第 10 条において、第 2 項で、電子公印の使用に当たり、協議する所管課長を「総務部管財課長」から「企画振興部企画課長」に改正するものです。また、附則において施行日を令和 5 年 4 月 1 日としています。なお本規程の告示日については、本教育委員会議で承認後、市長部局で改正予定の庄原市公印規則の告示日と同日とする予定です。説明は以上です。</p> <p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。それでは、議案第 14 号について採決を行います。承認される委員は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第 14 号は承認されました。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>日程第 5 議案第 15 号</p> <p>庄原市学校職員服務規程の一部改正について</p> <p>日程第 5、議案第 15 号、庄原市学校職員服務規程の一部改正について議題とします。事務局より提案をお願いします。教育総務課長。</p> <p>議案第 15 号、庄原市学校職員服務規程の一部改正について説明します。議案集は 7 ページです。庄原市学校職員服務規程は、本市教育委員会の所管に属する学校及び学校給食共同調理場に勤務する県費負担職員の服務に関し、必要な事項を定めたものです。本案は、提案理由のとおり、地方公務員法の改正により、地方公務員の定年引上げに合わせて、従前の再任用制度を廃止し、新たに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずることとなったことから、所要の改正を行うものです。この改正内容を説明する前に、定年前再任用短時間勤務制度について説明します。先程説明しました定年引上げの概要をもう一度ご用意ください。4. 高齢期における多様な職業生活設計の支援①定年前再任用短時間勤務制度の導入という項目があります。これまでの再任用制度は、60 歳の定年退職後、本人の希望で、65 歳に到達する年度を限度として、1 年ごとの任期により、短時間の職に再任用することができるものでした。これが、定年年齢の引上げにより、廃止されることとなりました。この廃止に代わる同様の制度として、定年引上げが始まる令和 5 年度から定年前の 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後、翌年度から定年退職日相当日までの間、短時間勤務職員として勤務することができる、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたものです。これにより、60 歳到達年度の翌年度以降の勤務については、常勤で定年まで働くか、定年前再任用職員として短時間勤務を行うか、選択することができるようになります。この選択については、60 歳に達する前年度に、60 歳以後の勤務の意思を確認することとなりました。また、定年の引上げが完了して、65 歳までの常勤職員としての勤務が可能となる令和 14 年 3 月 31 日までの間は経過措置が設けられています。上部に、暫定再任用制度（経過措置）の</p>

	<p>欄があります。年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするために、経過措置として、現行の再任用制度と同じ仕組みである、暫定再任用の制度が措置をされるものです。具体的には、資料裏面を見て頂ければと思います。職員の生年月日ごとに、定年が何年度になるか、または65歳までの勤務の状況について記載されています。例えば、昭和39年度に生まれた方の定年は、令和8年に62歳となります。62歳までは常勤、又は定年前再任用短時間勤務となります。62歳定年後は、65歳までは暫定再任用という制度の中で、短時間勤務ができるものです。議案集に戻って頂き、改正内容について、8ページ、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。この規定で使用する職員の定義を定める第2条において、「再任用短時間勤務職員」と表記していたものを新制度の「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、附則の第2項において、経過措置として、令和14年3月31日までの間は、「定年前再任用短時間勤務職員」と示しながらも、その間は、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と読み替えて、記載の日までの間、学校職員にこの暫定任用職員を含めるものです。附則の第1項において、施行日は令和5年4月1日としています。説明は以上です。</p>
<p>教育長 教育委員 教育長</p>	<p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。それでは、議案第15号について採決を行います。承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 賛成全員ですので、議案第15号は承認されました。</p>
	<p><b>日程第6 議案第16号</b></p>
	<p><b>庄原市民会館設置及び管理条例施行規則の一部改正について</b></p>
<p>教育長 生涯学習課長</p>	<p>日程第6、議案第16号、庄原市民会館設置及び管理条例施行規則の一部改正について議題とします。事務局より提案をお願いします。生涯学習課長。</p>
	<p>議案集9ページをお願いします。議案第16号、庄原市民会館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案についてご説明します。本件は提案理由のとおり、庄原市民会館設置及び管理条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。10ページの新旧対照表をお願いします。第4条の申請書の受付期間の現行に記載している2行目の「、集会室、視聴覚室及び研修室Fの各室」を「又はリハーサル室」に変更するものですが、12月議会において、集会室等がリハーサル室に改正となったことについては、議会で議決済みとなっています。下段の現行「ではない」を「でない」に変更します。これは文言整理によるものです。附則として、この規則は令和5年4月1日から施行するものです。説明は以上です。</p>
<p>教育長 教育委員</p>	<p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。よろしいですか。それでは、議案第16号について採決を行います。承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>

<p>教育長</p>	<p>賛成全員ですので、議案第 16 号は承認されました。</p> <p>日程第 7 議案第 17 号 庄原市指定文化財の指定解除について</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第 7、議案第 17 号、庄原市指定文化財の指定解除について議題とします。事務局より提案をお願いします。生涯学習課長。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>議案集 11 ページをお願いします。議案第 17 号、庄原市指定文化財の指定解除についてご説明します。本件は、提案理由のとおり、庄原市指定文化財の指定解除することについて、教育委員会の承認を求めるものです。指定解除する文化財は、いずれも市の指定天然記念物で、「川西宮平のカヤ」「摩利支神社の大ふじ」「市原の大こぶし」「浄久寺のヤマフジ」の 4 件です。詳しくは調書にて説明します。12 ページ、議案第 17 号参考資料をご覧ください。位置図等については、別冊「議案第 17 号参考資料」の資料を付けていますので、併せてご覧下さい。まず、12 ページ、調書に記載のとおり、建議日は令和 5 年 2 月 24 日、調査作成日は令和 5 年 3 月 10 日、調書作成者は藤本隼也です。これは、4 件とも同じ作成者ですので、以下は省略させていただきます。次の文化財名称については「川西宮平のカヤ」、所在地は、庄原市東城町川西字宮平 1292 番です。指定解除理由は、樹木の劣化が進行し、倒木の危険があるためとしています。次の指定文化財概要については、指定文化財調書の抜粋ですので、省略します。所見の概要は、当該木が道路側に斜めに立っていたこと、幹の根元から空洞化していて、全体的に樹勢が弱っている状態であると、樹木の専門家から指摘がありました。以前の下水管工事の時に根元（根っこ）が切られており、先程説明しました、道路側に大きく傾き、大雪や大風等により、いつ倒れてもおかしくない状況にあるとの診断を受けています。所有者も、先程の理由から、指定解除を強く求められています。先般、文化財保護審議会にかけたところ、建議内容は指定を解除することが適当であると受けています。別冊資料をお願いします。「川西の宮平のカヤ」は、東城町の国道 314 号線を北へ上っていき、東城温泉、栗田の方面へ曲がり、線路を渡ってすぐ右に行った所に木があります。位置図をご覧になって頂ければと思います。裏面になりますが、これは平成 21 年、指定した直後の写真ですが、非常に樹勢は良かったとのことですが、若干、中は空洞であったことは事実です。3 ページ、令和 4 年 10 月の現状を撮った写真をご覧ください。木の周りに緑の寄生樹が付いている箇所の中の空洞が著しく広がっているところが見て取れるかと思います。何よりも大きな原因は、この木が見てのとおり、斜めに立っています。道路に倒れそうな感じになっているのと、樹勢といいますか、上の上部の幹はまだ葉っぱも付いていて非常に元気ですが、根元が弱く、上部が元気だということは、非常に倒れる危険性が高いということもあります。電線等、又、市道へ行き来する通行人への危険性も考えると、解除もやむなしとの判断を受けています。補足ですが、文化財保護審議</p>

会では、教育委員会として、これはどう考えているのかということになり、やはり事故があってもいけないということと、所有者とも協議をし、途中から切る事で、何とか木を残すことができるかどうか考えましたが、費用の関係等もあり、やはり少し難しいとのことでした。教育委員会としては、やむなしという表現で、解除について審議会にかけたところになります。続いて13ページの調書をお願いします。名称は「摩利支神社の大ふじ」、所在地は庄原市東城町小奴可字要害185番です。指定解除理由は、樹木の劣化が進行し、倒木の危険性があるためとしています。指定文化財の概要については、ご一読を頂きたいと思います。所見は、当該木の本体の根元に、本来、腐朽している時に生えるキノコ類が見られたことから、枯れている状態と、腐食が進行している状況が見られるということです。根元もコンクリートで固められている状態で、樹勢回復は望めないだろうと、さらに、長くは持たない状態であることが所見としてあがっています。今後、枝が枯れ落ちることは容易に想定でき、所有者も同様の理由から、指定解除を求めている状況です。文化財保護審議会にかけたところ、指定解除することが適当であるとの判断を頂いています。別冊資料の4ページをご覧ください。地図を付けていますが、東城町の国道314号線を上り、東城町小奴可にある亀山城跡、及び県の天然記念物の要害桜の付近にある神社です。5ページに、平成21年4月の写真があります。この時も少し枯れている状況が見られますが、その下の写真を見ると、写りは少し暗いですが、所々に紫色の点が見え、花は綺麗に咲いていた状況でした。6ページ、令和4年10月の状況で、下の写真を見ると、根元の腐食がかなり進んでいることと、そこにキノコ類が見られたことで、やはり、これも長くはもたないだろうと専門家のご判断を頂いています。調書14ページをお願いします。名称は「市原の大こぶし」、所在地は、庄原市東城町内堀字市原1303番1です。指定解除理由については、暴風により生じた重大な毀損により、価値を損なったためとしています。指定文化財の概要についてはご一読下さい。所見になりますが、当該木は、樹高約20mある大木でしたが、令和4年6月24日の暴風雨により、根元から3m付近で幹が完全に折れた状況です。令和4年8月23日に行った現地調査について、毀損が生じてから2か月経ちますが、新芽が出る気配もないということで、文化財保護審議会にかけたところ、指定解除することが適当であるとの回答を頂いています。別冊資料7ページをお願いします。「市原の大こぶし」は地図のとおり、小奴可自治振興センターから、南へ1キロほど下った川沿いに生えている大こぶしになります。8ページをご覧ください。平成21年4月の写真の状況ですが、このときは木もしっかり立っていて、花もしっかりついている状況が見られるかと思いますが、次の9ページを見て頂くと、これは令和4年の8月に撮った写真ですが、幹が真っ二つに折れてしまっている状況です。本来ここから新芽が出て、まだ生き延びれば、指定解除とはならないと思いますが、現地調査の結果では新芽が出る状況もなく、中も空洞である状況から、指

	<p>定解除もやむなしという判断を頂いたところです。15 ページ、指定名称は「浄久寺のヤマフジ」、所在地は、庄原市西城町栗甲 150 番です。指定解除の理由については、当該木の滅失のためとしています。指定文化財の概要についてはご一読頂きたいと思います。所見は、現地を確認したところ、県立広島大学が以前に植樹したクローンが確認できましたが、当該木は確認できなかったということです。以前から樹勢が衰えているとの指摘もありましたので、当該木はすでに枯れて滅失したと考えられ、確認できなかったものです。建議内容については、指定解除することが適当であるとの判断を頂いています。別冊の資料の 11 ページをお願いします。平成 21 年 4 月の状況では、非常に花もついて綺麗な状況でしたが、12 ページ、令和 4 年 8 月に、現地を見に行くと、影も形もないような状況で、既にもうこの木は無いとの判断となりました。以上、調書を元に説明させて頂きましたが、文化財保護審議会にかけた建議内容については、いずれも、指定解除することが適当となりましたので、今回の教育委員会に提案したところです。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただ今の説明について、何か質疑等ありますか。私が質問してもよろしいですか。指定解除をしたら、もう勝手に持ち主が木を切るなど、どのようにしてもいいということになるのですか。生涯学習課長。</p>
生涯学習課長	<p>この件に関しては、今回教育委員会で指定解除の議決を頂いた後、所有者へ通知しますので、その日以降で所有者の方は、いつ切られても構いません。合わせて文化庁にも、指定解除が 4 件あることを報告します。最終的には交付税対象になりますので、財政課とも協議して、資料を出していく状況になります。</p>
教育長	<p>その他どうですか。はい、横山委員。</p>
横山委員	<p>東城の他の所にも損傷を受けた文化財がありますが、この申請は、所有者がするものなのか。どのような手続をすればいいのか教えて頂けますか。</p>
教育長	<p>生涯学習課長。</p>
生涯学習課長	<p>指定文化財の登録申請に関しては、自薦、他薦はありますが、最終的には個人の財産ですので、所有者が最終的には申請をしていくことになります。ただ、所有者の方も文化財の価値が分からない方もおられますので、過去の事例を見てみると、例えば、郷土史会の方からのこの木は素晴らしいから推薦してみてもどうかという提言を受けて、最終的には所有者から申請を出す形になります。解除の申請については、基本的に文化財の管理は、所有者がすることになっています。ただし、そこに居られない方がいますので、ご近所の方、文化財保護審議会委員の方などが見直した中で、この木は、どうもおかしいのではないかと報告を受け、教育委員会がまず現地を見に行きます。それで、もうこれは解除の方が妥当となった時には最終的には所有者から、指定解除の申請を頂くことになっています。ただし、滅失に関しては、申請ではなくて、教育委員会から、もう既に価値を失ったということで、所有者に解除通知をすることになります。</p>



教育長 横山委員	横山委員。 もうすでに、申請が出ているか分かりませんが、確認させて頂きたいと思 います。東城町の新免郷谷のエノキが数年前に半分割れて倒れて問題になりま したが、そこは、そういう動きがありましたか。
教育長 生涯学習課長	生涯学習課長。 この件に関しては、4年ぐらい前だと思いますが、6、7月の大雨で、5m くらいの幹の右半分が倒れて、下の倉庫に当たったということがあり、これは 県の指定になりますので、県教育委員会と協議したところ、県教育委員会とし ては、そのぐらいの状況では指定解除に当たらない、半分生きている状況との ことでした。ただし、もし、県教委が知った上で、また事故になると、誰が保 障するのかということになるので、県教委と色々協議し、所有者とも協議し、 また、下の倉庫の所有者と協議をしていくと、県教委はできれば全部切るの ではなく、途中の幹の上から切って、何とか延命できないものかと伺っています。 そうした中で、まずは、所有者と協議をして、それでもいいということになれば、 現状変更の手续をとります。ただし、所有者がもう途中から切るのが、ど うしても経済的に大変だということで、もし、指定解除を望まれるのであれば、 所有者から指定解除を出してもらい、県の審議会にかけて、解除手续をとるこ とになるということです。
横山委員 教育長 生涯学習課長	現状は、まだそういう手続きはされてないですか。 生涯学習課長。 今、所有者と協議をしており、所有者が庄原市に住んでおられないので、な かなか協議が難しいですが、所有者とは、途中から切ることで、今のところ話 がついている状況です。しかし、教育委員会としては、すぐ切るように言うこ とはできませんので、下の倉庫の管理者に迷惑が掛かっている状況を伝える中 で、何とか指定解除ではなく、この付近から切って、現状変更はできないか、 今協議をしている状況です。今年度聞いた話では、木の伐採ということで、木 を切る方向で話をまとめているとのことでしたが、まだ具体的に切ったという 話は聞いてないです。
教育長 教育委員 教育長	他にどうですか。よろしいですか。それでは、議案第17号について採決を行 います。承認される委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 賛成全員ですので、議案第17号は承認されました。
日程第8 議案第18号 (非公開) 庄原市スポーツ推進委員の委嘱について	
日程第9 議案第19号 (非公開) 庄原市人権教育推進委員の委嘱について	

教育長	<p>日程第 10 議案第 20 号 (非公開)</p> <p>庄原市学校運営協議会委員の委嘱について</p>
	<p>その他</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和 5 年第 4 回教育委員会を閉会します。本日はご苦労さまでした。</p> <p>— 閉会 午後 5 時 30 分 —</p>